

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 5 年 6 月 16 日

宮崎市長 清山 知憲 殿

提出者 有限会社 テクニカル・キナイ

住 所 宮崎市田野町乙9634番地7

氏 名 代表取締役 喜内 靖公



電話番号 0985-86-1595

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	有限会社 テクニカル・キナイ
事業場の所在地	宮崎市田野町乙9634番地7
計画期間	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日

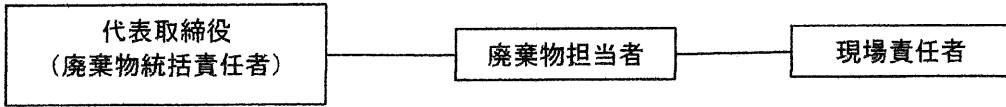
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	総合工事業
② 事業の規模	令和4年度 元請完成工事高 168,378,990円
③ 従業員数	37人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	

（日本工業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・収集時、分別・仕分けの徹底を行った。 ・木くず、がれき、繊維くずなどについては、再資源化を行う業者へ処理を委託することで再資源化を図った。		
②計画	【目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・収集の際に、分別・仕分けの徹底を行う。 ・前年と同様に、木くず、がれき、繊維くずなどについては、再資源化を行う業者へ処理を委託し、再資源化を図っていく。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 種類：がれき類、廃プラスチック、混合、石膏ボード、木くず、紙くず、繊維くず 取組：品目毎のコンテナボックスを配置し、それぞれに入れた。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 種類：がれき類、廃プラスチック、混合、石膏ボード、木くず、紙くず、繊維くず 取組：品目毎のコンテナボックスを設置し、それぞれに入れる。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 分別・仕分けの徹底で再資源化を図った。		
②計画	【目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 分別・仕分けの徹底で再資源化を図る。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) 該当なし			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) 該当なし			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項		
①現状	【前年度（令和4年度）実績】 別紙のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t t
	(これまでに実施した取組)	
	該当なし	
②計画	【目標】 別紙のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t t
	(今後実施する予定の取組)	
	該当なし	
産業廃棄物の処理の委託に関する事項		
①現状	【前年度（令和4年度）実績】 別紙のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t t
	優良認定処理業者への処理委託量	t t
	再生利用業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t t
	(これまでに実施した取組)	
・分別、仕分け等を確実にを行った。 ・木くず、がれき、繊維くずなどについては、再資源化を行う業者へ処分を委託することで、再資源化を図った。		

②計画	【目標】 別紙のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t
	再生利用業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
	(今後実施する予定の取組)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分別、仕分け等を確実にを行う。 ・ 前年と同様に、木くず、がれき、繊維くずなどについては、再資源化を行う業者へ処理を委託し、再資源化を図っていく。 	
	※事務処理欄	

